（少年審判規則の一部改正）

第二条　少年審判規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（押収、捜索、検証、鑑定嘱託等・法第六条の五） **第九条の二**　刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）中、司法警察職員の行う押収（刑事訴訟法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（同項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、捜索、同項に規定する電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）、検証及び鑑定の嘱託に関する規定（同規則第百五十八条の二から第百五十八条の八までを除く。）は、法第六条の五第一項の規定による押収、捜索、電磁的記録提供命令、検証及び鑑定の嘱託について準用する。 （証人尋問等・法第十四条等） **第十九条**　刑事訴訟規則中、裁判所の行う証人尋問、鑑定、通訳、翻訳、検証、押収（刑事訴訟法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（同項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、捜索及び同項に規定する電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）に関する規定は、保護事件の性質に反しない限り、法第十四条第一項の規定による証人尋問、鑑定、通訳及び翻訳並びに法第十五条第一項の規定による検証、押収、捜索及び電磁的記録提供命令について準用する。	（押収、捜索、検証、鑑定嘱託・法第六条の五） **第九条の二**　刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）中、司法警察職員の行う押収、捜索、検証及び鑑定の嘱託に関する規定（同規則第百五十八条の二から第百五十八条の八までを除く。）は、法第六条の五第一項の規定による押収、捜索、検証及び鑑定の嘱託について準用する。 （証人尋問等・法第十四条等） **第十九条**　刑事訴訟規則中、裁判所の行う証人尋問、鑑定、通訳、翻訳、検証、押収及び捜索に関する規定は、保護事件の性質に反しない限り、法第十四条第一項の規定による証人尋問、鑑定、通訳及び翻訳並びに法第十五条第一項の規定による検証、押収及び捜索について準用する。

（少年の保護事件に係る補償に関する規則の一部改正）

第三条　少年の保護事件に係る補償に関する規則（平成四年最高裁判所規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（調査） **第七条**　［略］ ２　少年審判規則第十二条、第十九条（検証、押収（刑事訴訟法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（同項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、捜索及び同項に規定する電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）に係る部分を除く。）及び第十九条の二の規定は、法第七条の調査について準用する。	（調査） **第七条**　［同上］ ２　少年審判規則第十二条、第十九条（検証、押収及び捜索に係る部分を除く。）及び第十九条の二の規定は、法第七条の調査について準用する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の一部改正）

第四条　犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則（平成十二年最高裁判所規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（［　］で注記した項番号を含む。）に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。